

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	上下水道局 お客さまセンター 普及指導係	
許 認 可 等 名	排水設備指定工事店の指定	
根 拠 法 令	徳島市公共下水道事業条例	
根 拠 条 項	第5条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5311)	
審 査 基 準	基 準	別紙のとおり
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (令和2年12月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 10日 (休日を除く)
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)

○徳島市公共下水道事業条例

(排水設備指定工事店の指定)

第5条 排水設備等の新設等の工事(管理規程で定める工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から4年を経過する日の属する年度の末日までとする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

(指定の申請)

第5条の2 前条第1項の指定を受けようとする者は、管理規程で定める事項を記載した申請書に、管理規程で定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(指定の基準)

第5条の3 管理者は、前条の規定により指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第5条第1項の指定を行う。

(1) 営業所ごとに、責任技術者(管理者が別に定めるところにより排水設備工事の設計及び施工管理に関し技能を有する者として登録されている者という。以下同じ。)が1人以上専属している者であること。

(2) 管理規程で定める機械器具を有する者であること。

(3) 徳島県内に営業所がある者であること。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第5条の7第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 管理者は、第5条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

○徳島市公共下水道事業条例施行規程

(指定の更新)

第2条 条例第5条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間満了の日の30日前までに、排水設備指定工事店指定申請書に次に掲げる書類及び指定工事店証(条例第5条の4第1項に規定する指定工事店証をいう。以下同じ。)を添付して、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 条例第5条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 専属する責任技術者に係る名簿、条例第5条の8第2項の証明書(以下「責任技術者証」という。)の写し及び雇用関係を証する書類
- (4) 直近の納税証明書
- (5) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (6) 第4条に定める機械器具を有することを証する書類

(指定の申請)

第3条 条例第5条の2の規定により指定工事店として指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定申請書に、前条各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(機械器具)

第4条 条例第5条の3第1項第2号の管理規程で定める機械器具は、次に掲げるものとする。

- (1) 管の切断用の機械器具
- (2) 管の加工用の機械器具
- (3) 接合用の機械器具